

（第三面）

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内（市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定）
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

【6. 道路】

【イ. 幅員】 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () m²

(2) () () () () m²

【ロ. 用途地域等】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) m²

(2) m²

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 %

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 %

【チ. 備考】

【8. 主要用途】（区分 ）

通常の建築面積を記載して下さい。

【9. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (A) () (A) m²

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 (A) () (A) m²

【ハ. 建蔽率】 %

「ロ」欄には「イ」の建築面積をそのまま転記して下さい。
 （ 倉庫等の「特例軒等」の場合のみ別算定となります。 ）

従来通り、「イ」「ロ」の建築面積を敷地面積で除した数値をご記入願います。
 （ 「特例軒等」の場合のみ、別算定となります。 ）

【1 1. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () m²

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () m²

【ハ. エレベーターの昇降路の **特定行政庁が認定した場合に限り記入となります。** () () () m²

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () () m²

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () () m²

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () () m²

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () () m²

【チ. 蓄電池の設置部分】 () () () m²

【リ. 自家発電設備の設置部分】 () () () m²

【ヌ. 貯水槽の設置部分】 () () () m²

【ル. 宅配ボックスの設置部分】 () () () m²

【ヲ. その他の不算入部分】 () () () m²

【ワ. 住宅の部分】 () () () m²

【カ. 老人ホーム等の部分】 () () () m²

【ヨ. 延べ面積】 m²

【ク. 容積率】 %

【備考】追加された「ホ」「ヲ」欄は、一般的な一戸建ての住宅など四号建築物には該当しないので、空欄またはゼロ記入として下さい。

建築物省エネ法、バリアフリー法など建築基準法以外の法令で容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しない場合のみ記入となります。

【1 2. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【1 3. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】 () () m

【ロ. 階数】 地上 () () 地下 () ()

【ハ. 構造】 造 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【1 4. 許可・認定等】

【1 5. 工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【1 6. 工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【1 7. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 令和 年 月 日 ()

(第 回) 令和 年 月 日 ()

(第 回) 令和 年 月 日 ()

【1 8. その他必要な事項】

【1 9. 備考】

きい区域について記入してください。

- ③ 4 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。
- ④ 5 欄は、建築物の敷地が存する3 欄及び4 欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6 欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7 欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線ととの間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7 欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7 欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7 欄の「へ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7 欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7 欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9 欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 10 欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあつては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあつては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10 欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11 欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分(建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであつて、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。)で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「へ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場及び乗降場を含む。)の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池(床に据え付けるものに限る。)を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス(配達された物品(荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。)の一時保管のための荷受箱をいう。)を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれ

それぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」に当該部分の床面積を記入してください。

- ⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11 欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。
- ⑰ 11 欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7 欄「ホ」(2)によることとします。
 - (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
 - (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
 - (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
 - (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
 - (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
 - (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1
- ⑱ 12 欄の建築物の数は、延べ面積が 10 平方メートルを超えるものについて記入してください。
- ⑲ 13 欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ 2 以上ある場合においては、最大のものを記入してください。
- ⑳ 13 欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。
- ㉑ 13 欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉒ 13 欄の「ホ」は、建築基準法第 56 条第 7 項第 1 号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第 2 号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第 3 号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ㉓ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について 14 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉔ 7 欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10 欄の「ロ」並びに 11 欄の「タ」は、百分率を用いてください。
- ㉕ 建築基準法第 86 条の 7、同法第 86 条の 8 又は同法 87 条の 2 の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第 3 条第 2 項（同法第 86 条の 9 第 1 項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を 18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉖ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18 欄又は別紙に記載して添えてください。
- ㉗ 計画の変更申請の際は、19 欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が 10 平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10 欄から 15 欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1 欄は、建築物の数が 1 のときは「1」と記入し、建築物の数が 2 以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2 欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだ